

4月2日(日)受付開始

# 融雪施設 設置資金の融資あっせん 施設設置補助金の交付 お知らせ

市は、冬期間の快適な生活環境を支援するため、宅地内の雪を処理する融雪槽(機)やロードヒーティングなどの設置資金の融資あっせんと施設設置補助金の交付(栗沢町地区)を行っています。

## ▶施設設置資金の融資あっせん

### ■融資の対象者■

【次の条件をすべて満たす方】

- 融資を受けるときの年齢が、原則として満20歳以上の市民
- 融雪施設を設置する宅地内に、申請者が居住していること  
ただし、市内に居住する両親(配偶者の両親を含む)の家に、別居している子が設置する場合にも融資の対象となります。
- 市税等の滞納がなく、融資資金の償還に十分な返済能力のある方
- 法人、営業用途でないこと  
ただし、店舗や工場などとの併用住宅で、申請者または両親がそこに居住している場合には、融資の対象となります。

### ■融資の内容■

【取扱金融機関へのあっせん融資】

- 融 資 額 200万円以内(ただし、設置に要した費用を限度)
- 融 資 利 率 無利子
- 償 還 期 間 2年以上5年以内の年単位(一括繰上償還ができます)
- 償 還 方 法 元金均等の月賦償還
- 保 証 措 置 金融機関の定めるところによる
- 融 資 の 時 期 融雪施設の設置完了後
- 取扱金融機関 市内金融機関の各店舗(郵便局を除く)

### ■融資の対象となる融雪施設(移動型は対象となりません)■

- 融雪槽(機)▶地下埋設型で市販されているもの
- ロードヒーティング▶電気などを熱源とする発熱体が埋設され、市販されているもの  
いずれの融雪施設も、融雪水が公道や隣地に流れ、凍結、凍上などの被害を与えることのないよう処理されていることが条件となります。

## ▶施設設置補助金の交付

### ■補助金交付の対象者■

合併した平成18年3月27日の前日において、栗沢町地区に住所を有する方、および事務所がある法人で、次の(1)と(2)のいずれも満たしていること。

- (1) 次の①~③のいずれかを満たすこと
  - ①施設を設置する土地に、本人が居住していること
  - ②借地または借家に居住している方が設置する場合は、所有者の承諾を得ていること
  - ③事業所内に設置する場合は、当該建物の所有者が申請者であること
- (2) 申請者および同居の家族が、市税等を滞納していないこと  
これまでに、この制度を利用したことがある方は利用できません。また、融資あっせん制度との重複利用はできません。

### ■補助の内容■

【施設の設置費用に対して補助金を交付】

- 補助金額 融雪施設の設置費用に要する費用の3分の1以内の額で、30万円を上限とします  
(1,000円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます)

### ■融資の対象となる融雪施設■

「施設設置資金の融資あっせん」に同じ

申込・問合せ 市福祉課福祉係、北村・栗沢支所保健福祉課